

事例番号:350108

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 5 週 3 日 切迫流産のため入院

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠 35 週 2 日

16:11 子宮手術既往のため帝王切開にて児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:35 週 2 日

(2) 出生時体重:2500g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.27、BE 0.2mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 8 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

生後 7 日 退院

生後 11 ヶ月 運動発達遅滞

4 歳 4 ヶ月 脳性麻痺の疑い

(7) 頭部画像所見:

4 歳 5 ヶ月 頭部 MRI で、脳室拡大は認めず、大脳基底核・視床に明らかな信号異常は認めない

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 3 名、小児科医 2 名

看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

妊娠経過、分娩経過、新生児経過に脳性麻痺発症に関与する事象を認めず、脳性麻痺発症の原因は不明である。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

(1) 妊娠 5 週 3 日以降、切迫流早産で入院としたこと、および妊娠 17 週 3 日以降に子宮収縮抑制薬の点滴を実施したことは、いずれも選択肢のひとつである。

(2) 妊娠 18 週 1 日、20 週 1 日、妊娠 22 週 4 日以降分娩当日まで連日ノンストレスを実施したこと、および子宮収縮の増強を認める状況で妊娠 27 週 1 日と 27 週 2 日にベタメタゾリン酸エステルナトリウム注射液 12mg の筋肉内投与を実施したことは、いずれも一般的である。

(3) 妊娠 30 週 4 日に発熱と CRP 上昇を認め、抗菌薬を点滴投与したことは一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 32 週 1 日に子宮手術既往のため、妊娠 35 週 2 日の帝王切開を予定し、帝王切開を行ったことは一般的である。

(2) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

出生後の管理は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤の病理組織学検査は、子宮内感染や胎盤の異常が疑われる場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。本事例では妊娠初期から頻回の子宮収縮を認め、また妊娠経過中に発熱や炎症反応の上昇を認め抗菌薬による治療を要しており、子宮内感染の有無を確認することは妊娠中の管理を事後的に検証する上で意義があると考えられる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

脳性麻痺発症に関与すると考えられる異常所見を見出すことができない事例を集積し、疫学調査や病態研究等、原因解明につながる研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。